

うるま市告示第167号

うるま市物価高騰対策住宅リフォーム助成事業補助金交付要綱を次のように定める。

令和8年10月1日

うるま市長 中村 正人

うるま市物価高騰対策住宅リフォーム助成事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、物価高騰の影響を受ける市民の経済的負担を軽減するとともに、市内施工業者への発注による地域経済の活性化及び住環境の向上を図るため、市内施工業者を利用して自らが居住する住宅のリフォーム工事を行う個人に対し、予算の範囲内において物価高騰対策住宅リフォーム助成事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、うるま市補助金等交付規則（平成17年うるま市規則第47号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 市内に居住し、本市の住民基本台帳に記録されている者であること。
- (2) 補助金の交付の対象となる住宅（以下「補助対象住宅」という。）の所有者であり、かつ、現に当該住宅に居住している者であること。
- (3) 市税（国民健康保険税を含む。）を滞納していない者であること。
- (4) この告示に基づく補助金の交付を過去に受けていない者であること。
- (5) うるま市暴力団排除条例（平成23年うるま市条例第23号）第2条に規定する暴力団又は暴力団員若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

(補助対象住宅)

第3条 補助対象住宅は、次の各号の全てに該当するものとする。

- (1) 補助対象者が所有し、自己の居住の用に供している市内に存する住宅（戸建住宅又はマンション等の集合住宅については補助対象者の専有部分のみを対象とし、店舗併用住宅等については、自己の居住の用に供する部分を対象とする。）であること。
- (2) この告示に基づく補助金の交付を過去に受けて改修された住宅でないこと。

(補助対象工事)

第4条 補助対象工事は、市内に事業所若しくは店舗を有する法人又は市内に住所を有する個人事業主が施工するリフォーム工事であって、次の各号の全てに該当するものとする。

- (1) 住宅の長寿命化若しくは安全性向上に資するリフォーム工事（屋根・外壁修繕塗装、防

水工事等)又はバリアフリー化若しくは生活環境の改善に資するリフォーム工事(手すり設置、水回り改修、内部改修等)

- (2) 令和8年10月1日以降に着手し、当該年度の3月末日までに完了する工事であること。
- (3) 当該年度の3月末日までに第6条に規定する交付申請等の提出ができる工事であること。
- (4) 30万円以上(消費税込)の補助対象工事であること。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる工事又は費用は、補助対象外とする。

- (1) 新築又は増築工事に係る費用
- (2) 単なる備品等の購入費及び設置費
- (3) ふすま、障子等の貼り替えに係る費用
- (4) 外構工事に係る費用
- (5) 車庫、物置等の設置及び修繕に係る工事費
- (6) 国、県又は本市の他の制度による補助金等の交付を受ける工事費
- (7) 災害等による保険給付金の対象となる工事
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が不適当と認める工事費

(補助金の額等)

第5条 補助金の額は、補助対象工事に要した経費(消費税を含む。)に30パーセントを乗じた額とし、30万円を上限とする

2 前項の規定により算出された補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(交付申請等)

第6条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、物価高騰対策住宅リフォーム助成事業補助金交付申請書兼実績報告書兼請求書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 申請者の直近3か月以内に発行された住民票
- (2) 施工箇所の分かる位置図、図面及び施工前・施工中・施工後の写真
- (3) 施工業者との契約書又は請書の写し
- (4) 施工業者からの見積明細書の写し
- (5) 工事代金の領収書の写し
- (6) 補助対象住宅の所有権を証明する書類(建物登記簿謄本又はそれに代わるもの)
- (7) 物価高騰対策住宅リフォーム助成事業工事完了証明書(様式第2号)
- (8) 市税の滞納がないことを証明する書類
- (9) 振込先口座の通帳の写し(フリガナ・銀行名・支店名・口座番号が確認できるもの)
- (10) その他市長が必要と認める書類

2 前項の申請書は、補助対象工事の完了後、速やかに市長に提出しなければならない。

3 施工業者が個人事業主の場合にあっては、第1項各号の書類に加えて、施工業者の直近6か月以内に発行された営業証明書(写し可)を提出するものとする。

(交付決定及び確定)

第7条 市長は、前条の規定による申請等の提出があったときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、予算の範囲内において補助金の交付決定及び額の確定を行い、物価高騰対策住宅リフォーム助成事業補助金交付決定及び額の確定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

(補助金の支払)

第8条 市長は、前条に規定する交付決定及び額の確定（以下「交付決定等」という。）を行った場合は、交付決定等を受けた者（以下「交付決定者」という。）に対し、速やかに補助金を交付する。

(状況報告及び実地調査)

第9条 市長は、必要と認めるときは、工事の遂行状況に関し実地調査を行い、又は申請者若しくは施工業者に対して報告を求めることができる。

(交付決定の取消し及び返還)

第10条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定等の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 工事に関して不正、偽りその他不正な手段により補助金の交付を受け、又は受けようとしたとき。

(2) この告示の規定に違反したとき。

2 交付決定者は、市長が補助金の交付決定等を変更又は取り消した場合において、補助金が既に交付されているときは、市長の定める期限内に、当該補助金を返還しなければならない。

(補助金の経理)

第11条 交付決定者は、補助対象工事に係る関係書類を補助対象工事の完了日の属する年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

(補則)

第12条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和8年10月1日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに交付決定を受けた者に係る第10条および第11条の規定については、なおその効力を有する。

年 月 日

うるま市長 あて

申 請 者（補助対象者） 〒 ー
住 所
氏 名 ⑩
電話番号（ ） ー

物価高騰対策住宅リフォーム助成事業補助金交付申請書兼実績報告書兼請求書

下記のとおり標記の補助金の交付を受けたいので、うるま市物価高騰対策住宅リフォーム助成事業補助金交付要綱第 6 条第 1 項の規定により、関係書類を添えて申請します。また、審査の結果、補助金の交付が決定した場合は、下記の口座に振り込むよう請求します。

記

申請額 円

1. 補助対象住宅（住所と所在地（地番）が異なる場合のみご記入ください）

所在地（地番）

2. 工事の概要 様式第 1 号（2）のとおり

【添付書類】

- 申請者の直近 3 か月以内に発行された住民票
- 施工業者が個人事業主の場合、直近 6 か月以内に発行された営業証明書（写し可）
- 施工箇所の分かる位置図、図面及び施工前・施工中・施工後の写真
（写真は施工前・中・後の比較ができるよう台帳で提出すること）
- 施工業者との契約書又は請書の写し
- 施工業者からの見積明細書の写し
- 工事代金の領収書の写し
- 補助対象住宅の所有権を証明する書類（建物登記簿謄本又はそれに代わるもの）
- 物価高騰対策住宅リフォーム助成事業工事完了証明書
- 市税の滞納がないことを証明する書類
- 振込先口座の通帳の写し（フリガナ・銀行名・支店名・口座番号が確認できるもの）
- その他市長が必要と認める書類

振 込 先 口 座 名		
金融機関名	銀 行	支 店
	農 協	出張所
	金 庫	営業部
口座番号	普通 ・ 当座 No. ()	
フリガナ		
口座名義人		

申請者と口座名義人が異なる場合は、口座名義人に補助金の受領を委任します。

様式第 1 号（2）

1	交付申請額	E	円（千円未満切り捨て）		
2	工事費等 (消費税込み)	A	総工事費(領収済金額)		円
		B	上記 (A) のうち補助対象外工事費	(円)	
			(内訳)	(円)	
				(円)	
				(円)	
				(円)	
		C	補助対象工事費 ※ 3 0 万円以上 (A—B)		円
D	補助金額 (=交付申請額)		C×30% (千円未満切捨)		
	下限額 9 万円から上限額 3 0 万円まで (D=E)		円		
3	工事期間	着手	年 月 日	完了	年 月 日
4	工 事 内 容				
5	工事施工業者	住所 〒 ー うるま市 事業所名 代表者名 電 話 番 号 () ー 標記の補助金に係る工事については、上記の通り完了したことを証明します。 ㊞			
6	同 意 事 項	上記確認事項のほか、申請資料の内容等に疑義があるときは、私の住民登録及び固定資産台帳及び市税納付その他の状況について、市長が関係当局に報告を求めることに同意します。 年 月 日 申 請 者 住 所 氏 名			

年 月 日

うるま市長 あて

(施工業者) 〒 ー
住 所 うるま市
事業所名
代表者名 ⑩
電話番号 () ー

物価高騰対策住宅リフォーム助成事業工事完了証明書

標記の補助金に係る工事については、下記のとおり完了したことを証明します。

記

1 申請者	〒 ー 住所 氏名			
2 補助対象住宅 ※住所と所在地（地番）が異なる場合のみ記入	所在地（地番）			
3 工事内容	補助対象工事 その他補助対象外工事			
4 事業期間	着手	年 月 日	完了	年 月 日
5 総工事費 (領収金額)	円（消費税込み）			
6 5のうち 補助対象工事費	円（消費税込み）			

第 号
年 月 日

住 所
氏 名 様

うるま市長 印

物価高騰対策住宅リフォーム助成事業補助金交付決定及び額の確定通知書

年 月 日付けで申請等のあった標記の補助金については、うるま市物価高騰対策住宅リフォーム助成事業補助金交付要綱第 7 条第 1 項の規定により下記のとおり確定したので通知します。

記

補助金交付申請額 円

補助金交付確定額 円